

**宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき  
令和 7 年 7 月 18 日（金）に規制区域を指定します。**

盛土規制法に基づき、別紙のとおり、政令市である新潟市を除く県内 29 市町村の全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」のいずれかの区域に指定します。

規制区域の指定後、一定規模を超える盛土や切土、土石の堆積を行う場合は、新潟県知事の許可または届出が必要となります。

なお、新潟市についても同日付で規制区域を指定します。

**1 指定日**

令和 7 年 7 月 18 日（金）

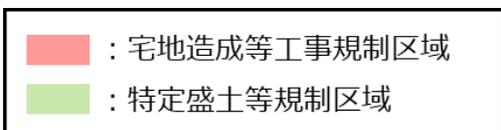
**2 規制区域**

各市町村の詳細な区域については、当課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-kuiki.html>

本件についての問い合わせ先  
都市政策課 課長補佐 椎名  
(直通) 025-280-5855 (内線) 3312

【規制区域図】



※ 政令市である新潟市は  
市長が規制区域を指定

